

議事要旨(4) 実務対応報告第18号の見直しについて

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(4)-1]及び[審議事項(4)-2]並びに[審議事項(4)-3]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 最小限の対応を図ることにより、見直しを図らない箇所（脚注 1 等）に議論が波及するのではないかという懸念があり、ノンリサイクリング処理を修正している修正国際基準（案）との整合性も考慮すると、現時点で実務対応報告第 18 号をまったく見直さないという選択肢もあるのではないか。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 現時点では少なくとも、平成 25 年 9 月の「企業結合に関する会計基準」等の改正により、IFRS 及び米国会計基準との差異がなくなった少数株主損益の会計処理については見直す必要があると考えている。
- 米国会計基準（非公開会社）ののれんの代替的処理（償却）については、連結財務諸表に重要な影響を与える場合があるとの意見も聞かれており、今回の対応で取扱いを明確にすることが有用であると考えている。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 親会社と子会社の会計方針の統一という趣旨に基づく、適用初年度の期首に存在するのれんについては従来の償却処理を維持することがベストであるとする。しかし、のれんの償却について実務上の要請も勘案して実務対応報告第 18 号を見直すとした場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当して遡及適用の対象となるが、遡及適用により利益剰余金が変動することは適切ではないと考えられ、また、今般の米国会計基準（非公開会社）は遡及適用せずに将来に向かって適用されることも踏まえると、経過措置を設けることを検討する必要がある。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- のれんの償却に係る遡及適用に伴う影響及び経過措置の必要性等については、次回の検討までに明確に整理したい。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 修正国際基準（案）の最終基準化後、適切なタイミングで実務対応報告第 18 号を

包括的に見直し、今回は最小限の対応を図るという事務局案に同意する。

- 米国会計基準（非公開会社）ののれんの代替的处理（償却）への対応にあたっては、経過措置及び遡及適用の取扱いについて、専門委員会において十分に議論して頂きたい。

以 上